

# 令和2年第3回定例市議会提出議案

( 予算案を除く。 )

藤 井 寺 市



目 次

議案番号	議 案 名	ページ
	(報 告)	
1 3	専決処分の承認を求めることについて（令和2年度藤井寺市一般会計補正予算（第6号））	1
1 4	令和元年度藤井寺市健全化判断比率の報告について	2
1 5	令和元年度藤井寺市資金不足比率の報告について	3
	(認 定)	
1	令和元年度藤井寺市一般会計歳入歳出決算認定について	4
2	令和元年度藤井寺市駐車場特別会計歳入歳出決算認定について	5
3	令和元年度藤井寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	6
4	令和元年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	7
5	令和元年度藤井寺市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	8
6	令和元年度藤井寺市水道事業会計決算認定について	9
7	令和元年度藤井寺市病院事業会計決算認定について	1 0
8	令和元年度藤井寺市公共下水道事業会計決算認定について	1 1
	(議 案)	
4 7	藤井寺市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正について	1 2

このほかの提出議案

- 議案番号 4 8 令和2年度藤井寺市一般会計補正予算（第7号）について
- 4 9 令和2年度藤井寺市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 5 0 令和2年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 5 1 令和2年度藤井寺市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

て

5 2 令和 2 年度藤井寺市病院事業会計補正予算（第 3 号）について

報告第13号

専決処分の承認を求めることについて（令和2年度藤井寺市一般会計  
補正予算（第6号））

令和2年度藤井寺市一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法（昭和  
22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したの  
で、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年9月2日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

報告第14号

令和元年度藤井寺市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和元年度藤井寺市健全化判断比率を別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和2年9月2日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.88)	— (17.88)	1.5 (25.0)	75.8 (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 藤井寺市の早期健全化基準を括弧内に記載している。

報告第15号

令和元年度藤井寺市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和元年度藤井寺市資金不足比率を別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和2年9月2日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
水道事業会計	— (20.0)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成19年政令第397号)第17条第1号の規定により事業の規模を算定
病院事業会計	— (20.0)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成19年政令第397号)第17条第1号の規定により事業の規模を算定
公共下水道事業会計	— (20.0)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成19年政令第397号)第17条第1号の規定により事業の規模を算定

備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 藤井寺市の経営健全化基準を括弧内に記載している。

認定第 1 号

令和元年度藤井寺市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度藤井寺市一般会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 2 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

認定第 2 号

令和元年度藤井寺市駐車場特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度藤井寺市駐車場特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 2 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

認定第 3 号

令和元年度藤井寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度藤井寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 2 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

認定第4号

令和元年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月2日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

認定第 5 号

令和元年度藤井寺市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度藤井寺市介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 2 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

認定第6号

令和元年度藤井寺市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和元年度藤井寺市水道事業会計決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月2日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

認定第7号

令和元年度藤井寺市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和元年度藤井寺市病院事業会計決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月2日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

認定第 8 号

令和元年度藤井寺市公共下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和元年度藤井寺市公共下水道事業会計決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 2 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

議案第 47 号

藤井寺市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正について

藤井寺市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 2 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

大阪府では、平成 30 年 4 月から行われた福祉医療費助成制度の再構築において対象外とされた精神病床への入院について令和 3 年度から助成対象とすることとし、併せて重度障害者医療における住所地特例については統一的に国民健康保険法に準拠したものに改めることとされた。

これに伴い、本市の医療費の助成に関する各条例においても所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する  
条例

(藤井寺市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 藤井寺市重度障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年藤井寺市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項を次のように改める。

- 3 国民健康保険法第116条の2第1項に規定する入院、入所又は入居(以下「入院等」という。)をしたことにより、同項に規定する病院、診療所又は施設(大阪府内に所在するものに限る。以下「病院等」という。)の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者(国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律における対象者(国民健康保険組合に加入している対象者を除く。)に限る。)であって、当該病院等に入院等をした際に本市の区域内に住所を有していたと認められるものは、第1項の規定にかかわらず、本市の対象者とする。ただし、前項各号のいずれかに該当する者又は2以上の病院等に継続して入院等をしている者であって、現に入院等をしている病院等(以下「現入院病院等」という。)に入院等をする直前に入院等をしていた病院等(以下「直前入院病院等」という。)及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの(以下「特定継続入院等対象者」という。)については、この限りでない。

第2条に次の1項を加える。

- 4 前3項に規定するもののほか、特定継続入院等対象者のうち、次の各号に掲げるものは、本市の対象者とする。ただし、第2項各号のいずれかに該当する者を除く。
- (1) 継続して入院等をしている2以上の病院等のそれぞれに入院等をする事によりそれぞれの病院等の所在する場所に順次住所を変更したと認められる者であって、当該2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際に本市の区域内に住所を有していたと認められるもの
  - (2) 継続して入院等をしている2以上の病院等のうち1の病院等から継続して他の病院等に入院等をする事(以下「継続入院等」という。)により当該1の病院等の所在する場所以外の場所から当該他の病院等の所在する場所への住所の変更(以下「特定住所変更」という。)を行ったと認められる者であっ

て、最後に行った特定住所変更に係る継続入院等の際に本市の区域内に住所を有していたと認められるもの

第3条第1項中「若しくは生活療養に係る給付又は精神病床への入院」を「又は生活療養」に改める。

(藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和55年藤井寺市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「若しくは生活療養に係る給付又は精神病床への入院」を「又は生活療養」に改め、「(以下「医療費」という。)」を削り、「した額」の次に「(以下「助成額」という。)」を加える。

(藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例(平成16年藤井寺市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「食事療養若しくは生活療養に係る給付又は精神病床への入院」を「生活療養」に改め、「(以下「医療費」という。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(藤井寺市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の藤井寺市重度障害者の医療費の助成に関する条例(次項において「新条例」という。)第2条第3項及び第4項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以降に入院等をした者に適用し、施行日前から引き続き入院等をしている者については、令和3年11月1日から適用する。

3 新条例の規定は、施行日以後に係る医療費について適用し、施行日前に係る医療費については、なお従前の例による。

(藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第2条の規定による改正後の藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後に係る医療費について適用し、施行日前に係る医療費については、なお従前の例による。

(藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 第3条の規定による改正後の藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後に係る医療費について適用し、施行日前に係る医療費について

は、なお従前の例による。